示

福島県告示第十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の

医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)

福島県知事

佐 藤 雄 平

14

平成二十二年一月十二日

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告

示

○県営土地改良事業の異種目換地指 ○生活保護法による医療扶助等のた ○生活保護法による医療扶助等のた ○生活保護法による指定医療機関の 定の件 めの施術者を指定した件二件 事業を廃止した旨届出があった件 めの医療機関を指定した件

○土地収用法により事業の認定をし ○保安林の指定を解除する予定であ

○洪水により相当な損害を生ずるお ○道路の供用を開始する件

> 定する件 それがあると認められる河川を指

> > L

リニック

医療法人白河みなみ歯科ク

白河市字薄葉四—一三二

飯久保歯科医院

東部台こどもクリニック

田村市船引町東部台三—七八

福島市南沢又字下番匠田一八

二六

西口ハートクリニック

福島市栄町一―

まるべりー耳鼻科

名

医療法人真和会まり歯科ク

福島市松木町九一一

リニック

黒江歯科医院

○特定非営利活動法人の定款の変更 の認証の申請があった件

○土地改良区の役員が就退任した旨 届出があった件

E

サンキュー薬局すわまち店

須賀川市諏訪町七—

耶麻郡猪苗代町字梨木西六三—六

須賀川市丸田町四七―

福島市大森字北滝ノ前ニ

四

应

いなわしろ薬局 アイランド薬局丸田店

旨届出があった件

○政府調達に関する苦情の受付及び ○浸水想定区域を指定した件 処理の状況を公表する件

○一般競争入札を行う件

福島県労働委員会

Ŧî.

Ŧi.

Ŧi.

рЦ

рц

○あっせん員候補者として委嘱した 件

七 五

公 告

E

○土地改良法により換地処分とした

元 元

元 元

福島県告示第十二号

次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

平成二十二年一月十二日

名

板橋医院

九

田村郡小野町大字小野新町字荒町二〇の所 在 地

福島県知事

佐

雄

西口ハートクリニック

福島市栄町一―

飯久保歯科医院 東部台こどもクリニック

福島市南沢又字下番匠田一八―六田村市船引町東部台三―七八

白河みなみ歯科クリニック 白河市字薄葉四—一三一

会津若松市日新町一三―四三

佐藤歯科医院

月日 平成二二 年九 指定年月日

福島市太平寺字町ノ内六九―一所在地

○月一日 年

月五日 同同 年九

同 年

同 ○月一日

年

同同同 一同 月一 日

一月二日

(社会福祉課)

月日

平成二一年九 廃止年月日

月三〇日

同同

月四日

月三〇日 年

月一日

法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条

氏 名 勉 白河市白坂三輪台二住 所 三六一三 院の花治療 白河市白坂三輪台 六—三 施術所の所在地 福島県知事 \equiv 佐 平成二一年七 月日 指定年月日 藤 雄

福島県告示第十五号

(社会福祉課)

換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。 第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業鏡石成田地区に係る 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法

平成二十二年一月十二日

同 月三一日 同

年

年八

○月三○日

福島県知事

佐

藤

雄

地積(平方メートル) 一、〇八六のうち三九九 、〇〇三のうち六六〇

(農地管理課

月三一日 土地の表示

同同

同 郡同 町河原六四二番地岩瀬郡鏡石町河原四二一番地

(社会福祉課)

福島県告示第十六号

のとおり保安林の指定を解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により、 次

平成二十二年一月十二日

解除予定保安林の所在場所 双葉郡富岡町大字仏浜字釜田四九〇の二

福島県知事

佐

藤

雄

平.

保安林として指定された目的

佐

藤

雄

平

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(治山対策課)

月日

平成二一年七

指定年月日

同

月日日 (社会福祉課)

福島県告示第十七号

により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下 「法」という。)第二十条の規定

平成二十二年一月十二日

福島県知 事 佐 藤 雄 平

起業者の名称 東白川郡鮫川村

事業の種類 鮫川村豊かな土づくりセンター 整備事業

収用又は使用の別を明らかにした起業地

収用の部分 福島県東白川郡鮫川村大字富田字八斗蒔地内

兀 2 申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断さ 事業の認定をした理由 使用の部分 なし

平

れるため、事業の認定をしたものである。 法第二十条第一号の要件への適合性

公共団体が設置する事業の用に供する施設に関する事業であることから、法第三条 鮫川村豊かな土づくりセンター整備事業(以下「本件事業」という。)は、地方 福

第三十一号に掲げる事業に該当する。 したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2

法第二十条第二号の要件への適合性

施行する能力を有すると認められる。 起業者は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じていることから、 本件事業を

法第二十条第三号の要件への適合性 したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

得られる公共の利益

3

されてきている。 活に欠くことのできない公益的機能を担うものとしてますますその重要性が認識 域経済への寄与、豊かな自然環境や農地の保全、やすらぎの場の提供等、村民生 幹産業として発展し、東白川郡鮫川村における農業は、食料の供給をはじめ、地 さな村である。東白川郡鮫川村は、里山の豊かな自然環境を守りながら農業を基 阿武隈高原南部の頂上部にあたる典型的な中山間地域で、人口約四千二百人の小 東白川郡鮫川村は、三つの水系(阿武隈川、鮫川、久慈川)の源流部に位置し、

想」を策定し、農林水産省を通じて全国に向けて公表した。 することを基本理念として、平成二十年九月に「鮫川村バイオマスヴィレッジ構 会を形成し、かけがえのない地球環境を守りながら東白川郡鮫川村の発展に寄与 また、東白川郡鮫川村では、基幹産業である農業の振興を図り、資源循環型社

難になってきている。 み、耕作放棄地や遊休農地が目立つようになり、農村環境、里山景観の維持も困合では十九パーセント減少しており、それに加え、過疎化や担い手の高齢化が進 平成十七年度の比較では、総農家数の割合は十四パーセント、農業従事者数の割 しかし、現在、東白川郡鮫川村の農業を取り巻く情勢は厳しく、平成二年度と

野積みされている畜産排せつ物が年間二千百トンにも及び、環境、景観の悪化及 拡大に伴う家畜頭数の増加が著しく、既存の堆肥舎では処理することができずに び悪臭発生の問題を招いている。 また、東白川郡鮫川村の農業粗生産額第一位を占めている畜産では、経営規模

とが期待される。 東白川郡鮫川村が抱えるこれらの問題の改善を図るものであり、本件事業で計画 により、環境悪化及び地下水汚染の防止にもつながり、環境保全にも寄与するこ している鮫川村豊かな土づくりセンター(以下「当センター」という。)の完成 本件事業は、当該家畜排せつ物を良質な堆肥の原材料として利活用することで、

及び資源循環型農業の確立にも寄与することが期待される。 ことで、農薬・化学肥料に頼らない農産物としてブランド化が図られ、 また、当センターで生産された良質な堆肥を村内で施用し土づくりを実践する 農業振興

と認められる。 したがって、 本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するもの

 $(\underline{})$ 失われる利益

16

調査によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の 評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成二十一年十月に任意で実施した の措置を講ずべき動植物は見受けられない。 保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)等により起業者が保護のため特別 また、本件事業地内の土地においては、文化財保護法(昭和二十五年法律第二 本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等に基づく環境影響

いない。 百十四号)により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されて

事業計画の合理性 したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

も合理的であると認められる。 われており、社会的、機能的、経済的観点から総合的に勘案すると、申請案が最 環境の問題及び事業費等を考慮して選定した三つの候補地について比較検討が行 本件事業の起業地については、東白川郡鮫川村内において、利用者の利便性

であると認められる。 また、本件事業計画は、施設の位置、機能等を総合的に勘案すると適切なもの

られるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。 を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。 したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認め 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益と したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

法第二十条第四号の要件への適合性

4

事業を早期に施行する必要性

る必要があると認められる。 り、資源循環型農業を確立するためにも、できるだけ早期に本件事業の完成を図 観の悪化及び悪臭発生の問題を招いていることから、豊かな土づくりの実践によ ができずに野積みされている畜産排せつ物が年間二千百トンにも及び、環境、景 3の○で述べたように、東白川郡鮫川村では、既存の堆肥舎では処理すること

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性 以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

められる。 本件事業に係る起業地の範囲は、 本件事業の事業計画に必要な範囲であると認

れていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められ また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめら

認められるため、 したがって、本件事業は、土地を収用し、 法第二十条第四号の要件を充足すると判断される 又は使用する公益上の必要があると

5

以上のとおり、 本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断され

17

起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

福島県告示第十八号

設事務所で平成二十二年一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

平成二十二年一月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

県道原町川 路 線 俣線 名 同 市原町区大原一〇番二南相馬市原町区大原一四番二 供 用 開 始 0) 一地先まで 一地先から X 間 平成二 一 三 日 供用開始の期日 二年 月

(道路計画課

福島県告示第十九号

相当な損害を生ずるおそれがあると認められる河川として、次の河川を指定する。 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十六条第一項の規定により、洪水により

福島県知事 佐 藤 雄 平.

久慈川 河 Ш 名 右岸 東白川郡棚倉町大字八槻字松岡から同郡矢祭町大字内川字矢祭 東白川郡塙町大字塙字松岡から同郡矢祭町大字高野字町田まで X 間

(河川整備課)

申請のあった年月日

平成二十一年十二月十一日

(土木総務課用地室)

_

名称

特定非営利活動法人えんじょいらいふ福祉会

三 代表者の氏名

飯塚 啓子

兀 主たる事務所の所在地

福島県福島市南沢又字前田五番地の二十七

Ŧi. 定款に記載された目的

とともに自立生活に必要な支援を行い、 ることを目的とする。 この法人は障がい者に対して地域活動支援事業及び、芸術文化活動事業を提供する 地域社会に貢献し、地域福祉の発展に寄与す

公告第十三号

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 次の

福島県知事

佐

藤

雄

平.

平成二十二年一月十二日

土地改良区の名称

退任した役員 新地町土地改良区

氏名

加藤

高橋 相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番

同同同 町大字福田字西山崎一七番地の 町大字福田字瀬上七四番地

目 荻黒原 健治 清明 相馬郡新地町杉目字飯樋六番地 宮城県亘理郡山元町坂元字浜一番地 町大字埓木崎字埓浜九三番地

舛谷 寺島 水戸 君夫 貞弘 同同同同同同同同 同 郡同 郡同 郡同 町谷地小屋字新地八四番地の 町谷地小屋字釣師五一番地 町小川字ソリ畑三九番地

菅野 忠 郡同 郡同 町大戸浜字前田下二八番地 町今泉字浜畑一四一番地の

渡部 大和田公夫 町駒ケ嶺字相良二〇番地 町駒ケ嶺字塔場七番地

渡邊 町駒ケ嶺字洞山一二番地 東白川郡鮫川村役場農林課

る

Ŧi.

報

平成二十二年一月十二日

まで

公告第十二号 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、

平成二十二年一月十二日

同同同同同同同同同同同同

次のとおり公告する

町大字真弓字水神七八番地

福島県知事 佐 藤 雄

平

同同 した役員 渡部 加藤 仁生 春男 同同 郡同 町駒ケ嶺字上渋民四二番地 町谷地小屋字舘前二

氏名 住所

加藤 高橋

拓見 相馬郡新地町杉目字五郎四郎一五番地

町大字真弓字水神七八番地

町大字福田字十三奉行六三番地の二

町大字福田字瀬上七四番地

同同

新一 相馬郡新地町杉目字飯樋六番地 宮城県亘理郡山元町坂元字磯北谷地四一番地

清一 君夫 守 同

大和田公夫 和男 仁生 喜 同同同同同同同同同 郡同 郡同 郡同 同

春男 町駒ケ嶺字原一五九番地 町谷地小屋字舘前二 六三番地 同同同同同同同同同同

渡部 菅野 寺島 舛谷 寺島 貞弘 同

> 町谷地小屋字釣師五一番地 町小川字ソリ畑三九番地 町谷地小屋字新地八四番地

郡同 町駒ケ嶺字塔場七番地 町今泉字鹿野五番地の二 町大戸浜字前田下二八番地の三

佐藤 渡部 町大字福田字西山崎一七番地の 町駒ケ嶺字上渋民四二番地 町駒ケ嶺字相良二〇番地

(農村計画課)

公告第十四号

いる西勝内地区の区画整理事業に係る換地処分をした旨届出があった。 第三項の規定により、安斎正三ほか九人から平成二十一年十二月十四日共同して行って 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条で準用する同法第五十四条 平成二十二年一月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(農地管理課)

公告第十五号

域として指定し、当該浸水想定区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。 企画管理部管理計画課に備え置いて閲覧に供する。 島県が管理する区間に限る。) がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区 なお、関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県県南建設事務所 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により、久慈川 (福

平成二十二年一月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

公告第十六号

おける苦情の受付及び処理の状況について、 政府調達に関する苦情の処理手続要綱第九の規定により、平成二十 次のとおり公表する。 年度第三四半期

(河川整備課)

平成二十二年一月十二日

苦情の受付件数 零件

> 事 佐 藤 雄

> > 平.

審

査

課

福島県知

公告第17号

おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を 第17号。以下|財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。 定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則 WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

平成22年1月12日

福島県知事 Ĥ 蒸 推 #

入札に付する事項

- 調達をする物品等の件名及び数量 デスクトップ型パソコン
- 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- 納入期限 平成22年3月30日 (火)
- 納入場所 福島県立郡山萌世高等学校ほか 計2校
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

要な資格の確認を受けた者であること。 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

(1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開 札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であるこ

- 2 名停止を受けていないこと。 この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指
- あり、かつ、確実に納入できること。 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されている
- 入札に参加する者に必要な資格の確認

請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年1月28日 資格の確認を受けること (木)午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な 入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申

福島県出納局入札用度課 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番16号 電話024-521-7563

- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ 3に掲げる場所に同じ。
- 入札説明会の日時及び場所 平成22年1月18日 (月) 午前11時 福島県出納局入
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年2月10日(水)午後2時 福島県出納局 入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月9日 (火) 午後5時30分までに必着のこと。)
- 人札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札 かに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。 保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれ
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に 入札に参加を希望する者に要求される事項

県

報

- 関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 入札の無効
- す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
- ∞ その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に 係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ 105分の100に相当する金額を入札書に記載すること
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札 を行った者を落札者とする。
- 契約書作成の要否 要
- その他 詳細は入札説明書による
- 9 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Desktop Personal Computer
- (2) Time limit of tender (by hand) : 2:00 p.m., 10 February 2010

- (3) Time limit of tender (by mail) : 5:30 p.m., 9 February 2010
- Fukushima Prefectural Government, 2–16 Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563 Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Sugitsumacho, Fukushima-shi,

(入札用度課)

福島県労働委員会

公告第一号

ん員候補者は、次のとおりである。 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定により委嘱したあっせ

平成二十二年一月十二日

福島県労働委員会 本 田 哲

夫

垣	日本労働組合総連合会福島県連合会事務局長	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県 連合会会長	道幸	然日
頁		福島県労働委員会公益委員弁護士	哲夫	本田
间		福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経 営学類教授	普	A 木
□		福島県労働委員会公益委員弁護士	文雄	新開
頁		福島県労働委員会公益委員公認会計士	節子	营家
平成20年 6 月24日		福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経 営学類教授	法	伊藤
委嘱年月日	前歷	現	24	果

大川原公年	藤原	株 医	福井	鈴木	佐藤	唐橋幸市郎	渡邉いづみ	理平		京
[公年]	克一	本	邦顕	安利	中	市典) %	-	Ŧ	信明
福島県労働委員会事務局次長	福島県労働委員会事務局長	福島県労働委員会使用者委員 株式会社辰巳屋代表取締役社 長	福島県労働委員会使用者委員 日本全薬工業株式会社代表取 締役会長	福島県労働委員会使用者委員 いわき経営者協会顧問	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事	福島県労働委員会使用者委員 ほまれ酒造株式会社代表取締 役社長	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県 連合会副事務局長	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県 連合会参与	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県 連合会参与	福島県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟福島県支部 長
保健福祉部参事兼生活	生活環境部政策監	株式会社辰巳屋専務取 締役	日本全薬工業株式会社代表取締役社長	株式会社クレハ環境相 談役	福島県経営者協会連合会事務局長		U I ゼンセン同盟福島 県支部常任	東北電力労働組合福島 県本部委員長	日本労働組合総連合会福島県連合会事務局長	がソセン同盟山形県支部長
平成19年4	平成21年 4 月28日	垣	垣	画	垣	平成20年 6 月24日	平成21年10 月27日	回	垣	回

淄口	鈴木	雪川	塚原	鈴木千賀子	笠原	部層	二瓶	
守弘	文男	製印	啓史	千質子	諮儿	勇康	乃	
福島県いわき地方振興局企画 商工部長	福島県相双地方振興局次長兼 企画商工部長	福島県南会津地方振興局次長 兼企画商工部長	福島県会津地方振興局企画商 工部長	福島県県南地方振興局次長兼 企画商工部長	福島県県中地方振興局企画商 工部長	福島県県北地方振興局企画商 工部長	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	兼審査調整課長
県南農林事務所次長兼 企画部長	出納局参事兼審査課長	労働領域雇用対策グルー プ参事	労働領域技能振興グルー プ主幹	企画調整総務領域計画 評価グループ参事	企画調整部主幹	文書管財領域公立大学 法人グループ主幹	教育庁生涯学習領域施 設運営グループ主幹	福祉領域地域福祉グループ参事
平成19年 4 月24日	平成21年 4 月28日	川	川	川	川	平成20年 4 月22日	平成21年 4 月28日	月24日

20